

8 太情個審査第 19 号

令和 8 年 7 月 16 日

太宰府市長

高 原 清 様

(総務部防災安全課)

太宰府市情報公開・個人情報保護審査会

会長 芳賀 由紀子

答申書の更正について（通知）

令和 8 年 7 月 9 日付け答申（8 太情個審査第 18 号）について、別紙の正誤表のとおり更正をしましたので、通知します。

なお、本更正は、答申の結論及び理由を実質的に変更するものではありません。

(別紙)

正誤表

令和 8 年 7 月 9 日付け、8 太情個審査第 18 号の答申書の記載内容に、以下のとおり誤りがありましたので、更正いたします。

【訂正箇所】

1 ページ 17 行目 審査会の結論の表現

(誤) 太宰府市長（以下「実施機関」という。）が令和 8 年 4 月 9 日付け 8 太防第 4 号で行った行政文書部分開示決定（以下「本件処分」という。）の判断は妥当ではない。

(正) 太宰府市長（以下「実施機関」という。）が令和 8 年 4 月 9 日付け 8 太防第 4 号で行った行政文書部分開示決定（以下「本件処分」という。）において、「合計金額」、「小計」、「消費税額等（10%）」及び「合計」の数値まで不開示とした判断は妥当ではなく、「単価」、「金額（内訳金額）」及び「業者の基本情報（企業名・住所・代表者名・代表者印、電話番号、FAX 番号）」を除く部分を開示すべきである。

該当箇所	誤	正
P. 1 (17 行目)	太宰府市長（以下「実施機関」という。）が令和 8 年 4 月 9 日付け 8 太防第 4 号で行った行政文書部分開示決定（以下「本件処分」という。） <u>の判断は妥当ではない。</u>	太宰府市長（以下「実施機関」という。）が令和 8 年 4 月 9 日付け 8 太防第 4 号で行った行政文書部分開示決定（以下「本件処分」という。） <u>において、「合計金額」、「小計」、「消費税額等（10%）」及び「合計」の数値まで不開示とした判断は妥当ではなく、「単価」、「金額（内訳金額）」及び「業者の基本情報（企業名・住所・代表者名・代表者印、電話番号、FAX 番号）」を除く部分を開示すべきである。</u>

令和 8 年 7 月 9 日

太宰府市長
高 原 清 様

太宰府市情報公開・個人情報保護審査会
会長 芳賀 由紀子

答申書

太宰府市情報公開条例（平成 9 年条例第 4 号。以下「条例」という。）第 13 条第 4 項の規定に基づき、令和 8 年 5 月 11 日付け 8 太防第 15 号により諮問を受けました件について、条例第 13 条第 6 項の規定に基づき次のとおり答申します。

1 審査会の結論

太宰府市長（以下「実施機関」という。）が令和 8 年 4 月 9 日付け 8 太防第 4 号で行った行政文書部分開示決定（以下「本件処分」という。）の判断は妥当ではない。

2 審査請求の趣旨及び経過

（1）審査請求の趣旨

令和 8 年 3 月 26 日付けで審査請求人が行った行政文書開示請求に対し、実施機関が行った本件処分において不開示とした部分の開示を求める審査請求を行ったものである。

（2）審査請求の経過

① 行政文書開示請求

審査請求人は、令和 8 年 3 月 26 日、実施機関に対し、条例第 6 条第 1 項の規定に基づき、「令和 8 年度太宰府市予算書 160 頁及び 161 頁『9 款 消防費』『1 項 消防費』『3 目 消防施設費』『17 節 備品購入費』44,979 千円の積算文書」の行政文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

② 行政文書の部分開示決定

実施機関は、令和 8 年 4 月 9 日付け 8 太防第 4 号通知において、審査請求人に対し、本件開示請求にかかる行政文書のうち、「業者の基本情報（企業名・住所・代表者名・代表者印、電話番号、FAX 番号）」「合計金額」「単価」「金額（内訳金額）」「小計」「消費税額等（10%）」「合計」の部分が条例第 10 条第 3 号『法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人並びに太宰府市土地開発公社を除く。（以下「法人等」という。））に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの。』及び第 5 号イ『市の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人若しくは太宰府市土地開発公社が

行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、市、県、国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人又は太宰府市土地開発公社の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ、その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの。』に該当するとして、本件処分を行った。

③ 審査請求

審査請求人は本件処分に対し、令和8年4月27日、実施機関に「実施機関が本件の積算文書として請求者に交付した御見積書（以下「本件見積書」という。）の不開示部分の開示を求める」として、条例第13条第1項の規定に基づき審査請求を行った。

3 審査請求人の主張の要旨

審査請求人は、令和8年4月27日付けの審査請求書、令和8年5月25日付けの反論書及び同年6月24日の口頭意見陳述において、次のように主張している。

(1) 条例第10条第3号該当性について

条例第10条第3号該当要件は、「法人等に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であること」（以下「3号該当要件1」という。）及び「公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの。」（以下「3号該当要件2」という。）の2点である。

まず、本件見積書が3号該当要件1に該当するかを検討する。

太宰府市「情報公開制度運用の手引」（以下「運用の手引」という。）43及び44頁によると『「法人等に関する情報」とは、法人等の組織や事業に関する情報のほか、法人等の権利利益に関する情報等法人等と何らかの関連性を有する情報をいう。』また、『「事業を営む個人の当該事業に関する情報」は、事業に関する情報であるので、「法人等に関する情報」と同様の要件により、事業を営む上での正当な利益等について不開示情報該当性を判断することが適当であることから、本号で規定しているものである。当該情報に該当するものとしては、事業内容、事業所、事業用資産、事業所得などが挙げられる。』とされている。

本件見積書は、法人等又は事業を営む個人が防災安全課の令和8年度予算要求資料作成のために防災安全課の要求に応じて法人等又は事業を営む個人が防災安全課に参考見積として提出した文書である。この文書が「法人等の権利利益に関する情報等法人等と何らかの関連性を有する情報」であることを否定することはできない。つまり、3号該当要件1該当性は否定できない。

次に本件見積書が3号該当要件2に該当するかを検討する。

運用の手引44頁によると、『「権利、競争上の地位を害するおそれがあるもの」とは、当該情報を開示することにより、事業者の信教の自由、集会・結社の自由、学問の自由、財産権等、法的保護に値する権利を害するおそれがあると認められる情報又は事業者が競争上不利益を被ると認められる情報であって、自由かつ公正な経済秩序を維持するために、社会通念上秘匿することが認められているものをいう。これに該当する情報は、生産技術や営業・販売上に関する情報等である。』としている。また、『「その他正当な利益を害するおそれがあるもの」とは、直接には競争上の不利益を被らないとしても、

開示することにより事業者の名誉侵害又は社会的評価の低下につながるおそれのある情報及び営業の自由を保障し経済秩序を維持するために社会通念上秘匿する必要があると認められる内部事項に属する情報をいい、事業者の名誉、社会的評価、社会的活動の自由等を害するおそれがある情報や、人事、経理・資金調達、経営方針等に関する情報などがこれに該当する。』としている。

実施機関は、『本件不開示部分には、「単価」、「金額」、「企業名」、「住所」、「代表者名」、「代表者印」、「電話番号」、「FAX番号」が記載されている。本件見積書を作成・提出した業者としては、自社のノウハウや企業努力を基に算出した金額が公開されることは想定されていなかったと考えられ、見積りを行った不利益が生じるため、本件見積書に記載されている「単価」、「金額」、「企業名」等の情報は、条例第10条第3号に該当すると判断した』と主張する。

しかしながら、本件見積書は、令和8年度予算要求のための見積りであり、事業担当課（防災安全課）が予算担当課（経営企画課）に歳出予算要求書を提出するための積算の基礎となる見積りである。見積りは、予算査定で予算要求が満額つかないことを想定し見積額に余裕をもって作成するのが通例である。業者は、営業活動の一環として作成するもので、見積り合わせの見積書等とは違い自社のノウハウや企業努力を基に算出した金額ではなく、あくまでも参考見積りである。予算が見積金額通りにつくかどうかはわからない。また、運用の手引44頁記載のとおり「害するおそれ」の判断に当たっては、単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性が求められるが、公開されても見積りを行った企業に権利、競争上の地位を害するおそれがあるものでもその他正当な利益を害するおそれがあるものでもない。よって、本件は、条例第10条第3号に該当するとは言えず、実施機関の主張には理由がないので、本件見積書の非公開部分は、情報公開されたい。

（２）条例第10条第5号イ該当性について

条例第10条第5号イ該当要件は、「市の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人若しくは太宰府市土地開発公社が行う事務又は事業に関する情報であること」（以下「5号該当要件1」という。）及び「公にすることにより、契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、市、県、国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人又は太宰府市土地開発公社の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」（以下「5号該当要件2」という。）の2点である。

まず、本件見積書が5号該当要件1に該当するかを検討する。

本件見積書は、歳出予算要求書の積算の基礎であるとするならば、5号該当要件1に該当すると考えるのが妥当である。

次に、本件見積書が5号該当要件2に該当するかを検討する。

実施機関は、『「単価」と「金額」が公開されることになれば、積算内訳が明らかになることになり、入札における予定価格の類推を容易にすることに繋がるとも考えられるため、条例第10条第5号イに該当すると判断した』と主張する。

しかしながら、本件見積書はあくまでも予算要求のための参考見積りであり、予定価格

の類推を容易にするとは考えられない。運用の手引48頁に記載のとおり「当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」の『「支障」程度は名目的なものでは足りず、実質的なものが要求され、「おそれ」の程度も単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性が要求される』としている。しかし、実施機関は、これらの要求に対して何も説明しておらず、条例第10条第5号イに該当するという実施機関の主張には理由がない。よって、本件見積書の不開示部分を情報公開されたい。

4 実施機関の主張の要旨

(1) 本件処分の内容

令和8年3月26日に審査請求人が行った本件開示請求について、本件見積書を特定した。

本件見積書に記載されている「単価」、「金額」、「企業名」、「住所」、「代表者名」、「代表者印」、「電話番号」、「FAX 番号」を開示することが、条例第10条第3号及び第5号イに該当するとして本件処分を行った。

(2) 本件処分の理由

本件不開示部分には、「単価」、「金額」、「企業名」、「住所」、「代表者名」、「代表者印」、「電話番号」、「FAX 番号」が記載されている。本件見積書を作成・提出した業者としては、自社のノウハウや企業努力を基に算出した金額が公開されることは想定されていなかったと考えられ、見積りを行った業者に不利益が生じるため、本件見積書に記載されている「単価」、「金額」及び「企業名」等の情報は、条例第10条第3号に該当すると判断した。また、「単価」と「金額」が公開されることになれば、積算内訳が明らかになることになり、入札における予定価格の類推を容易にすることに繋がるとも考えられるため、条例第10条第5号イに該当すると判断した。

なお、本件処分を行うにあたり、令和5年2月24日付4太情個審査第19号太宰府市情報公開・個人情報保護審査会答申書を参考とした。

5 審査会の判断

(1) 審査の対象

本件審査請求の対象は、本件見積書のうち、条例第10条第3号及び第5号イに該当することを理由として不開示となった「業者の基本情報（企業名・住所・代表者名・代表者印、電話番号、FAX 番号）」「合計金額」「単価」「金額（内訳金額）」「小計」「消費税額等（10%）」「合計」である。

(2) 条例第10条第3号該当性について

ア まず、条例第10条は、「実施機関は、開示請求に係る行政文書に次の各号のいずれかに該当する情報が記録されているときを除き、当該行政文書を開示しなければならない。」と定め、条例第10条第3号で、開示義務から除かれる情報として、「法人等に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれ

があるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。」と定めている。

そして、運用の手引では、「権利、競争上の地位を害するおそれがあるもの」とは、「当該情報を開示することにより、事業者の信教の自由、集会・結社の自由、学問の自由、財産権等、法的保護に値する権利を害するおそれがあると認められる情報又は事業者が競争上不利益を被ると認められる情報であって、自由かつ公正な経済秩序を維持するために、社会通念上秘匿することが認められているものをいう。これに該当する情報は、生産技術や営業・販売上に関する情報等である」と説明している。

イ 本件見積書に記載された、品名・規格等区分ごとの「単価」及びそれに基づき算出された個別内訳の「金額」、並びに本件見積書を提出した「業者の基本情報（企業名・住所・代表者名・代表者印、電話番号、FAX 番号）」について検討する。

民間業者が予算要求の参考として実施機関に提出した本件見積書において、詳細な仕様（シャシー、艀装費、装備品、取付品等）ごとの単価や内訳金額は、当該業者の調達ルートや艀装ノウハウ、企業努力による価格戦略が反映された内部事項であり、営業・販売上に関する情報である。また、これらと連動して「どの業者」が当該単価を提示したかという企業識別情報が公になった場合、同業他社に自社の積算根拠や手の内を把握されることになり、将来行われる入札等の自由競争において当該業者が不利益を被る蓋然性が高い。よって、これらの情報は条例第 10 条第 3 号に該当する。

ウ 一方で、「合計金額」並びに明細欄の下部に記載された「小計」、「消費税額等（10%）」及び「合計」の総額情報（以下「合計金額等」という。）は、本件見積書における最終的な積算の合計を示す数値にすぎない。核心的な営業・販売に関する情報である個々の「単価」や「内訳金額」、さらにはこれらを提示した「企業名」等の情報が完全に秘匿（黒塗り）されている状態であれば、単に見積りの総額としての数値が開示されたとしても、当該業者の固有のノウハウや個別の積算根拠が外部に露見することはなく、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められない。したがって、合計金額等については、条例第 10 条第 3 号に該当しないものと考ええる。

（３）条例第 10 条第 5 号イ該当性について

ア 条例第 10 条第 5 号イは、開示義務から除かれる情報として、「市の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人若しくは太宰府市土地開発公社が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」「イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、市、県、国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人又は太宰府市土地開発公社の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ」と定めている。

そして、運用の手引では、条例第 10 条第 5 号イについて、「市、県、国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人又は太宰府市土地開発公社が一方の当事者となる契約、交渉又は争訟においては、自己の意思により、又は訴訟手続上、相手方と対等な立場で遂行する必要がある、当事者としての利益を保護する必要がある。

これらの契約、交渉又は争訟に関する情報の中には、公にすることにより、公正な競争により形成されるべき適正な額での契約が困難になり、財産上の利益が損なわれたり、当事者として認められるべき地位を不当に害するおそれがあるものがあり、このような情報については、不開示とするものである。」と説明している。

イ 本件見積書に記載された、品名・規格等区分ごとの「単価」及びそれに基づき算出された個別内訳の「金額」、並びに本件見積書を提出した「業者の基本情報（企業名・住所・代表者名・代表者印、電話番号、FAX 番号）」について検討する。

本件見積書は、歳出予算要求書の積算の基礎として徴取されたものであるが、本件見積書に記載された車両（消防ポンプ自動車、小型動力ポンプ付積載車）の購入事務は、予算議決後に「入札（指名競争入札等）」に付して執行されることが予定されている。入札の執行前に、艀装費や装備品等の詳細な仕様ごとの積算内訳（単価・内訳金額）が開示された場合、市が後に設定する「予定価格」の積算根拠を入札参加予定業者に類推させることにつながることは否めない。

また、本件見積書は、実施機関の防災安全課が予算担当課へ提出する予算要求書の積算の基礎（令和 8 年度予算見積）として、民間業者に協力を依頼して徴取した「参考見積」である。通常、このような参考見積書を提出する民間業者としては、自社の調達ルートや艀装ノウハウ、企業努力の結晶である具体的な積算内訳等の営業・販売に関する情報が一般に公開されることは想定していない。仮にこれら「単価」や「内訳金額」に加え、それを提示した「企業名」等の情報までが公にされた場合、当該業者の詳細な価格戦略が同業他社に完全に把握され、将来行われる指名競争入札等の自由競争において不利益を被る蓋然性が高い。このような事態を招くことになれば、民間業者側において「市からの予算編成に係る参考見積の提出依頼に応じることは、自社の重要な営業秘密の漏洩を招き、競争上の地位を不当に低下させるリスクを伴う」との認識が定着し、今後、実施機関からの見積書の協力依頼に対して民間業者が応じなくなる可能性がある。

行政が適正な予算要求及び積算を行うにあたっては、事前に民間市場の生きた価格情報や専門的な技術仕様の見積りを適正に収集することが不可欠のプロセスである。民間業者側からの見積協力が得られなくなることは、市の予算編成における正確な事実の把握や適正な積算を困難にさせ、ひいては公正かつ円滑な契約事務の前提となる適切な予算措置そのものに実質的な支障を及ぼす蓋然性が高い。

したがって、これらの情報を不開示とした実施機関の判断は、契約事務及びそれに付随する一連の行政事務の適正な遂行を確保する観点から、条例第 10 条第 5 号イに該当し、妥当である。

ウ 一方で、「合計金額等」について検討するに、令和 8 年度予算書（160、161 頁）においては、17 節備品購入費として「消防車 44,979 千円」という本件見積書に記載された車両に係る予算額が既に公にされている。本件見積書における個別の「合計金額等」が開示されたとしても、前述の通り「単価」や「内訳金額」が秘匿されている以上、具体的な仕様ごとの積算内訳は完全に遮断されている。そのため、将来の入札における具体的な予定価格や最低制限価格等を直接的に強く類推させるものとは認められず、市の契約事務の適正な遂行に実質的な支障を及ぼす蓋然性は低い。

さらに、民間業者の価格戦略や企業特定情報が完全に隠匿されている以上、民間業者側にとっても「自社の競争上の地位や権利が不当に害される」という実質的な不利益は発生せず、総額としての合計金額等を開示したとしても、民間業者との信頼関係や協力関係が著しく損なわれるとは言えず、今後の提出依頼に応じなくなるという将来の予算調達事務への支障が生じる実質的な蓋然性も認められない。

したがって、合計金額等について条例第 10 条第 5 号イ該当性は認められない。

(4) まとめ・結論

以上のことから、実施機関が本件見積書のうち「単価」、「金額（内訳金額）」及び「業者の基本情報」を不開示とした判断は妥当であるが、それ以外の「合計金額」、「小計」、「消費税額等（10%）」及び「合計」の数値まで不開示とした判断は妥当ではなく、これらは開示すべきである。

(5) 付言

条例第 1 条には、条例の目的として、「市の諸活動を市民に説明する責務が全うされるようにする」ことを掲げ、条例第 3 条では、実施機関の責務として「市民の知る権利を十分に尊重し、行政文書の開示の求めに積極的に応えるよう努める」ことを定めている。そして、地方自治法第 138 条の 2 の 2 は「普通地方公共団体の執行機関は、当該普通地方公共団体の条例、予算その他の議会の議決に基づく事務及び法令、規則その他の規程に基づく当該普通地方公共団体の事務を、自らの判断と責任において、誠実に管理し及び執行する義務を負う。」と規定している。これらの規定の趣旨を踏まえると、実施機関が開示請求に係る行政文書の全部又は一部の不開示を決定したときは、その不開示理由についてできる限り具体的に明示するとともに、審査請求人に対して丁寧な説明と誠実な対応が求められる。今回の実施機関の対応は、それがいささか不十分であった点が否めない。実施機関においては、上記規定の趣旨を改めて深く認識し、行政文書の全部又は一部を不開示とする決定を行うにあたっては、その不開示理由についてできる限り具体的に明示するとともに、審査請求人に対して丁寧かつ誠実に説明を尽くすことを、すべての実施機関が十分理解し実践するよう期待を込めて、今回の審査にあたり付言する。

6 審査会における審査請求の処理の経過

審査会は、本件審査要請（諮問）について、次のように審査を行った。

令和 8 年 6 月 10 日 第 3 回審査会（審議）

令和 8 年 6 月 24 日 第 4 回審査会（口頭意見陳述、審議）